

2018年1月9日 全9頁

2018年以降の制度改革予定（企業法務編）

金融調査部
主任研究員 横山 淳
研究員 小林 章子

[要約]

- 2018年にも様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。
- 4月にフェア・ディスクロージャー・ルールが施行される予定である。海外では、EUのMIFID II（1月）やGDPR（5月）の適用が開始される。
- 法案としては、民法改正（成年年齢の18歳引き下げ）法案、消費者契約法改正法案、独占禁止法改正（課徴金制度の見直し）法案などの国会提出が予定されている。
- 法制審議会では、民法（相続法）改正、会社法（企業統治等関係）改正に向けた検討も進められている。
- その他、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイダンス策定や、それに伴うコーポレートガバナンス・コードの改訂も予定されている。

はじめに

2018年にも様々な制度改革が予定されている。

本稿では、そのうち企業法務に関連する民法、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、消費者契約法、取引所規則などをめぐる主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

1. 2018年以降の制度改正（企業法務関連）

2018年以降に予定／予想される主な制度改正のうち、企業法務に関連する事項を年表形式でまとめたのが次の図表である。

図表 主な制度改正の見通し（企業法務関連）

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
2018年		
1月3日	(EU) 改正金融商品市場指令 (MIFID II) 適用	
1月		(法務省) 民法(相続法)改正 要綱案 とりまとめ (予定)
1月～		民法改正(成年年齢の18歳引き下げ) 法案 国会提出 (予定) 消費者契約法改正法案 国会提出 (予定) 独占禁止法改正(課徴金制度の見直し) 法案 国会提出 (予定)
1月～2月		(法務省) 公益信託法改正 中間試案 パブリックコメント (予定)
～3月		(法務省) 会社法(企業統治等関係) 改正 中間試案 とりまとめ (予定)
4月1日	(金融商品取引法) フェア・ディスクロージャー・ルール施行 (金融商品取引法) HFT規制施行 ¹	
5月25日	(EU) 一般データ保護規則 (GDPR) 適用	
～株主総会シーズン	(金融庁、東証) 機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイダンス策定 (予定) それに伴うコーポレートガバナンス・コードの改訂 (予定)	
～6月	(銀行法など) 電子決済等代行業者規制施行 ²	
10月1日	(東証) 上場株式の売買単位100株統一への移行期限 ³	

¹ 横山淳「高速取引行為 (HFT) 規制」(2017年6月22日大和総研レポート) 参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170622_012089.html

² 横山淳「電子決済等代行業、オープンAPIに関する銀行法改正法の概要」(2017年6月5日大和総研レポート) 参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170605_012040.html

³ 横山淳「100株単位移行、2018年10月1日が期限」(2015年12月21日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20151221_010468.html

年内？		(法務省) 会社法（企業統治等関係） 改正 要綱案 とりまとめ？
2019 年		
1 月～？		会社法（企業統治等関係）改正法案 国会提出？ 銀行法、資金決済法等（機能別・横断的な金融法制）改正法案 国会提出？
4～5 月	(東証) 株式の T + 2 決済実施	
2020 年		
4 月 1 日	改正民法（債権法）	施行

【凡例】

(予定)・・・実施・とりまとめなどの「予定」について、公表、発言、報道などがあるもの

？・・・・・・公表、発言、報道などの「予定」を踏まえた場合に想定される事項、時期

太字・・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

○月～・・・・○月以降

～○月・・・・○月まで

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

(1) フェア・ディスクロージャー・ルール

2018 年 4 月 1 日からフェア・ディスクロージャー・ルール（FD ルール）が施行される。FD ルールとは、上場会社等やその役員等が、その業務に関して、金融商品取引業者や株主などの取引関係者に、その上場会社等の未公表の重要情報の伝達を行う場合には、その伝達と同時に、その重要情報を公表しなければならないというルールである。

対象となる重要情報は、インサイダー取引規制上の重要事実よりも広い概念だと考えられている。金融庁の金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）案では、上場会社等としての最低限の情報管理の範囲として、インサイダー取引規制の対象となる情報に加えて、決算情報（年度又は四半期の決算の確定的な財務情報）であって、自社の有価証券の価額に重要な影響を与える情報を掲げている。他方、中長期的な企業戦略・計画等や既に公表した情報の詳細な内訳や補足説明などは、例外はあるものの、基本的には重要情報には該当しないとの見解が金融庁から示されている。

FD ルールの本来の趣旨は、上場会社等による早期の情報開示や投資者との対話の促進にある。これを踏まえて、重要情報の公表方法として、自社ウェブサイト掲載が認められるほか、違反者に対するペナルティも当局による指示・命令が中心で、課徴金納付命令の対象とはならないなど、上場会社等が萎縮することがないように一定の配慮がなされている。

FD ルール施行後も、上場会社等には、コーポレートガバナンス・コード（CG コード）を踏まえ、情報開示や投資者との対話に積極的に取り組むことが期待される。

(主な関連レポート等)

横山 淳「フェア・ディスクロージャー・ルールの導入」(2017年6月8日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170608_012052.html

横山 淳「フェア・ディスクロージャー・ルール細則案の概略」(2017年11月8日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171108_012436.html

横山 淳「(詳細版) フェア・ディスクロージャー・ルール細則案」(2017年11月14日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20171114_012449.html

(2) 民法 (債権法)

2017年5月26日に成立した改正民法では、債権(特定の者に対して特定の行為をすることを求める権利)に関する定めの見直しが行われている。

特に重要な見直しとしては、例えば、次の事項が挙げられる。

- ①消滅時効の期間が民事・商事とも原則5年となったこと
- ②法定利率が現行の民事年5%(商事年6%)から民事・商事とも変動制(当初年3%)となったこと
- ③定型取引に利用される定型約款の契約への組入れや変更についての規定が新設されたこと
- ④事業性資金の個人保証には公正証書の作成が義務付けられ、事業性債務の個人根保証には極度額の定めが必要となるなど、個人保証人の保護が強化されたこと
- ⑤譲渡禁止(制限)特約付きの債権も原則譲渡が可能になったこと(預貯金を除く)
- ⑥債務者に帰責事由がない場合でも原則として債務不履行に基づいて契約が解除できること
- ⑦売買契約および請負契約の「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」として再構成され、報酬減額請求が可能になり、責任追及ができる期間が見直されたこと

この改正法は、原則として2020年4月1日から施行される。企業には、それまでに、改正民法が適用される契約についてチェックすることが求められるといえよう。

(主な関連レポート等)

小林章子「民法(債権法)改正の重要ポイント」(2017年6月29日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170629_012103.html

小林章子「民法(債権法)改正で実務はどう変わる?① ~お金の貸し借りにまつわる場面」(2017年9月29日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170929_012337.html

小林章子「民法(債権法)改正で実務はどう変わる?② ~請負・委任にまつわる場面」(2017年11月29日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171129_012505.html

(3) 民法（相続法）

民法の相続関係（相続法）の見直しについて、現在、法制審議会の民法（相続関係）部会で検討中であり、2018年初めに要綱案がとりまとめられる見込みである。

例えば、次のような見直しが検討されている。

- ①被相続人の配偶者の居住を保護するため、相続開始時（被相続人死亡時）に被相続人の家で同居していた配偶者は、遺産分割が終了するまでの間、無償で住み続けることができる（短期居住権）。また、相続開始時に被相続人の家で同居していた配偶者は、その終身または一定の期間、無償で住み続けることができる（長期居住権）。
- ②20年以上婚姻している夫婦の一方が他方に対して居住用不動産を遺贈・贈与した場合、その不動産は原則として遺産分割の際に計算の対象外になることとする（特別受益の持戻し免除の意思表示の推定）。
- ③遺産分割前の預貯金の払い戻しについて、仮払いの制度を創設する。
- ④自筆証書遺言の方式（全文の自書が必要）を緩和し、「財産の特定に関する事項」については自筆以外の方法（パソコンでの作成など）によることを認める。また、自筆証書遺言の原本について法務局に保管委託できる制度を創設する。
- ⑤相続人以外の者（被相続人の直系血族およびその配偶者等、一定の者に限る）が被相続人の財産の維持増加に貢献した場合には、相続人に対して金銭請求できる。

（主な関連レポート等）

小林章子「間近に迫ってきた相続法の改正」（2017年10月31日レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20171031_012414.html

(4) 民法（成年年齢の引き下げ）

民法の成年年齢について、現行の「20歳」から引き下げて「18歳」とする改正が検討されており、報道では、2018年通常国会に法案が提出される見込みである。

民法上の成年年齢が引き下げられると、契約ができる年齢（契約年齢）が18歳以上となるほか、民法に規定されている養親になれる年齢（現行：20歳以上・普通養子縁組の場合）、親権に服する年齢（現行：20歳未満）、婚姻できる年齢（現行：男子18歳以上・女子16歳以上）についても見直される可能性がある。

改正法が成立した場合の施行時期については、2016年に実施されたパブリックコメントの結果を踏まえ、施行日は年度替わりの4月1日とすること、施行まで3年超の周知期間を置くこととされる可能性が高いと考えられる。

民法以外の法令についても、成年年齢が20歳であることを前提として「20歳以上（未満）」と定めているものがあり、これらについても引き下げを含めた見直しが見られる可能性がある。例えば、国民年金の被保険者（納付義務者）となる年齢、飲酒・喫煙・公営ギャンブルが禁止

される年齢などである。

税制上の年齢要件については、与党の平成 30 年度税制改正大綱において、民法改正に合わせて 18 歳に引き下げることが示されている。各種 NISA 制度、相続税の未成年者控除、住宅取得等資金の贈与税非課税の要件となる年齢について、現行の 20 歳以上（未満）から引き下げられる可能性がある。

なお、少年法上の少年年齢（現行：20 歳未満）については、法制審議会の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、18 歳未満への引き下げが議論されている。

（主な関連レポート等）

堀内勇世「成人式は、何歳で迎えることになるのか？」（2016 年 3 月 9 日大和総研コラム）

http://www.dir.co.jp/library/column/20160309_010712.html

小林章子「成人年齢はなぜ『20 歳』なのか」（2017 年 10 月 16 日大和総研コラム）

http://www.dir.co.jp/library/column/20171016_012366.html

(5) 消費者契約法

消費者契約法について、現在消費者庁で改正案が検討されている。2018 年通常国会への改正法案提出が予定されている。

具体的には、次の事項などが定められる予定である。

- ①事業者の「重大な過失」により、消費者にとって不利益な情報を告げずに結ばれた契約が取り消せること
- ②消費者の不安を煽って結ばれる契約や、一定の人間関係を濫用して結ばれた契約（いわゆるデート商法など）などが取り消しうる契約の類型に追加されたこと
- ③契約条項のうち、事業者が責任を負うかどうかについて事業者自身が一方的に決められる条項などが無効となること
- ④損害額についての消費者側の立証負担の軽減

いずれも、消費者保護をさらに強化する内容となっている。

(6) 独占禁止法（課徴金制度の見直し）

独占禁止法について、現在公正取引委員会において、主に課徴金制度の見直しが検討されている。2018 年通常国会への改正法案提出が予定されている。

独占禁止法に基づく課徴金制度については、算定方法の硬直性、当局の調査に協力するインセンティブが不十分などといった問題点が指摘されていた。これを受け、2017 年 4 月には「独占禁止法研究会報告書」がとりまとめられ、意見募集が実施された。今回の改正は、これらの議論を踏まえたものである。

具体的な改正項目としては、例えば、次のものが検討されている。

- ①課徴金の算定基礎となる売上額の見直し（国際市場分割カルテル等のような売上額がない場合の算定基礎、課徴金の算定基礎となる売上額の算定期間の見直しなど）
- ②課徴金減免制度の拡充（減免適用事業者数の限定（最大 5 社）の撤廃、提出する証拠の価値等に応じた減算率など）
- ③調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の新設
- ④検査妨害罪の罰則強化

(7) 会社法（企業統治等関係）

会社法改正に向けた議論が、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で進められている。具体的な論点としては、例えば、次のものが取り上げられている。

- ①株主の個別の承諾がなくても会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（電子提供措置）
- ②株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置（提案することができる議案数の制限、内容による提案の制限）
- ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役会から代表取締役などに再一任する場合の手続
- ④株式報酬等を付与する場合の手続のあり方
- ⑤D&O 保険、会社補償に関する明文の規定の整備
- ⑥社債管理者不設置債を対象とする新たな社債管理制度（社債管理補助者（仮称））
- ⑦社外取締役を置くことの義務付け
- ⑧重要な業務執行の決定の取締役への委任を監査役設置会社にも認めることの可否（いわゆるモニタリング・ボード）
- ⑨自社株式等を対価とする TOB

会社法制（企業統治等関係）部会では、2018 年 3 月までの中間試案とりまとめが予定されている。今後、早ければ、2018 年内に要綱案がとりまとめられ、2019 年には改正法案が国会に提出される可能性もあるだろう。

（主な関連レポート等）

横山 淳「会社法改正に向けた議論のポイント」（2017 年 11 月 29 日大和総研レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20171129_012503.html

(8) コーポレートガバナンス・コード

コーポレートガバナンス・コード（CG コード）制定から2年が経過し、わが国上場会社のコーポレートガバナンス改革に一定の成果が上がっている半面、未だ形式的な対応も多いとの指摘がある。こうした指摘を踏まえて、改革を形式から実質へと深化させる観点から、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイダンスの策定が進められている。

対話において取り上げるべき具体的な事項としては、例えば、次のものが検討されている。

- ① 経営環境の変化に対応した経営判断（収益力・資本効率等に関する指標、事業ポートフォリオの見直しのプロセスの実効性など）
- ② 投資戦略・財務管理（戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等、経営戦略・投資戦略を踏まえた財務管理の方針など）
- ③ CEO の選解任・取締役会の機能発揮等（CEO の選解任・育成等、経営陣の報酬決定、独立社外取締役の選任・機能発揮、監査役等の選任・機能発揮など）
- ④ 政策保有株式（政策保有株式に係る意思決定（その縮減に関する方針・考え方を含む）、「保有させている側」の企業の問題など）
- ⑤ アセットオーナー（企業年金に期待される機能の発揮に向けた人事面・運営面における母体企業の取組みなど）

これに伴い、必要な CG コードの見直しも議論されている。

なお、CG コードは、定期的な見直しを行うことが予定されている。特に、前述の企業統治等関係の会社法改正が実施されれば、それに伴い CG コードのさらなる改訂が行われる可能性が高いものと思われる。

(9) EU（MiFID II、GDPR）

2018 年は EU においても重要な規制の動きがある。

まず、2018 年 1 月に EU の金融商品取引法に相当する MiFID II（改正金融商品市場指令）の適用が開始される。その一環として、投資会社に執行費用とリサーチ費用のアンバンドリング（分離明確化）が要求されており、EU 域内の投資会社が日本の証券会社から「コーポレート・アクセス」の提供を受けることにも制約が生じる可能性がある。その結果、日本の上場企業の IR 活動や情報発信のあり方にも影響が生じる可能性がある。

5 月には、EU の個人情報保護法に相当する GDPR（一般データ保護規則）の適用が開始される。GDPR の下では、忘れられる権利、データポータビリティの権利、プロファイリングの拒否権など個人データ保護の内容が厳格化される。さらに、保護措置が不十分な第三国への域内からの個人データの移転は、原則として禁止される。日本企業も、EU に拠点を持つ場合など

には、個人データの移転等について影響が生じる可能性がある。

(主な関連レポート等)

是枝俊悟「リサーチ費用のアンバンドリング、日本への影響」(2017年9月26日大和総研レポート)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170926_012324.html